

名張市ぱりっ子発達支援給食特区

都道府県名：	三重県	
申請主体名：	名張市	
区域の範囲：	名張市の全域	
特区の概要：	<p>本特例措置を活用し、外部搬入方式により運営することで、事業運営の合理化、運営法人の経営の安定やサービス等の維持向上が図られる。</p> <p>また、児童発達支援センターにおいて地産地消や食育を推進することにより、正しい食習慣が形成され、成長期に必要な栄養バランスのとれた食事を安定的に提供することができ、児童の健やかな成長を促すことができる。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



児童発達センターどれみ給食時の様子



児童発達センターどれみ療育の様子